

それぞれの  
任務で  
奮闘中!

# 地域おこし協力隊

## 「ふれあい市」から元気に! 持続可能な事業への挑戦

担当  
ミッション

### 生桑地区の 地域振興チャレンジ



寺内 宏明さん



「ふれあい市」の活用が暮らしやすい地域をつくる鍵になります。

地域の事業者の商品をインターネット販売したいと模索中。



地域の行事などで、住民の方との交流を深めています。



美土里町生桑地区で暮らす人々の生活を支える「ふれあい市」を拠点に活動中。買い物に難しい方や外出が困難な方には、寺内さん自らが配達サービスを行うなど、生活に寄り添った取り組みに注力しています。さらに要望に応じた商品を届けられるよう、現在はカタログの作成にも取り組んでいます。今後は、これまでのウェブ広告業の経験を生かし、インターネットでの販売に挑戦。「地域外からの売上を生み出す仕組みを作り、ふれあい市を持続可能な事業にしていきたい。ここには恵まれた土地がありますから、外部の人がわざわざ買いたいと思えるような商品を生み出していければと思っています」と寺内さん。生桑地区の人々の温かさにも支えられながら、地域の人みんなが豊かになる事業のロールモデルの構築に奮闘しています。

## 国際的な広い視点から 吉田高校の学びを支える

担当  
ミッション

### 高校魅力化 推進チャレンジ



下林 悠治さん

授業でグループワークに参加したり、様子を撮影してSNSで発信するなど活動しています。



アグリビジネス科の生徒にアドバイスも行います。

2008年から16年間アイルランドで暮らし、現地の農家さんと共にオーガニック農業を推進するアドバイザーとして活動。その経験を生かし、吉田高校の魅力化や地域との連携に関する活動を行っています。「今後高校生たちには、国際化が急速に進む社会で多様な人々と関わる力が求められます。高校生活を通してそうした力も身に付けてほしい」。そんな思いから、外部の人との交流を勧めたり、探究科やアグリビジネス科の授業を補助することで、生徒たちが学びをより楽しく深めてもらえるよう取り組んでいます。「来年度、教員免許を取得する予定です。将来的には、教育分野と1次産業を組み合わせ、地域に貢献できるサービスを提供したい」と下林さん。まずは地域課題に直接触れ『自分ごと』と捉えることで、解決の道を模索していきます。

# 活動報告

## 安芸高田市らしさを生かし 返礼品の可能性を広げたい

担当  
ミッション

### ふるさと納税 推進チャレンジ



金廣 愛璃さん



事業者とコミュニケーションを図り、固定観念にとらわれないアイデアで、ふるさと納税の新しい姿を目指します。



「地元の人が気付いていない、安芸高田市の魅力を発見したい」と金廣さん。



SNSなどでの発信にも力を入れます。

ふるさと納税の増収を目指し、まずは地域の事業者へのヒアリングからスタート。困り事や要望など、ニーズを把握することに取り組んでいます。「もっと面白い返礼品を作りたいという事業者さんには、高校や道の駅「三矢の里あきたかた」とのタイアップ、事業者同士の連携などをサポートする立場で活動できれば」と金廣さん。また、返礼品を「物」から「体験」へと広げ、動物とのふれあい体験やキャンプ場での自然体験、大人の工場見学など、知的好奇心をくすぐるプログラムを通じて、安芸高田市らしい特別な体験を提供したいと模索しています。「面白いと感じたことは、自分らしく発信していきたい。返礼品の魅力をPRすることで、地域の素晴らしさを多くの人に知ってもらえるようにしたい」と意気込みを語ります。

問政策企画課 地方創生推進係 ☎お太助フォン 42-5612

## 国民年金のあれこれ

### 退職時の国民年金手続き

退職後に、厚生年金保険が適用されている事業所に再就職する場合は引き続き厚生年金保険に加入することになりますが、それ以外の場合で60歳未満の方は、国民年金加入の手続きが必要です。  
※退職者が扶養していた60歳未満の配偶者も同様に手続きが必要です。

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請し承認を受けることで、保険料納付が免除される場合があります。納付が困難な場合は、必ず保険料免除などを申請してください。

|            | 第1号被保険者  | 第3号被保険者                                      |
|------------|--|--|
| 国民年金被保険者分類 | 退職後に、厚生年金保険の適用事業所に再就職しない60歳未満の方  | 退職後に、「厚生年金保険に加入している被保険者」の扶養になる20歳以上60歳未満の配偶者 |
| 手続き方法      | 退職日の翌日から14日以内に離職票など退職したことが分かるもの、年金手帳等の基礎年金番号が分かるものを用意し、年金事務所、または本庁・各支所で手続きをしてください。 | 配偶者の勤務している事業所を通じて手続きをしてください。                 |



詳しくは  
日本年金機構  
ホームページ

問三次年金事務所  
☎0824-62-3107